第18回農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年8月31日(水)午後1時30分から午後2時00分
- 2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール
- 3. 出席委員

農業委員(17名)

2番 安原 義之 会長 会長職務代理者 6番 市川 政一 委員 1番 尾﨑 香 3番 関原 正晴 4番 飯塚 淳一 5番 山下 利秋 7番 清水 輝男 8番 霜鳥 勝節 9番 丸山 光浩 生井 一広 10番 高橋 敏明 11番 12番 渡邉 春男 13番 内田 芳昭 14番 丸山 嘉之 15番 竹内 則孝 16番 竹田 賢一 17番 宮尾 俊一

4. 提出議題

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について 報告第13号 農地転用事実確認証明等報告について 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第25号 議案第26号 農地法の適用を受けない事実確認願について 農用地利用集積計画について 議案第27号

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 東條 義博 次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

6. 会議の概要

事務局長お疲れ様です。

本日の出席委員を報告します。出席委員は、17名です。 それでは、安原会長お願いします。

会長皆さん、大変ご苦労さまでございます。

早生の刈り取りが始まりました。この時期になりますと農作業事故の話を耳にします。 皆様も事故のない収穫の秋を迎えていただきたいと思います。

さて、今年度の仮渡金について60kgあたり一般コシヒカリ13, 700円、こしいぶき10, 300円、新之助は据え置きと報道されたところですが、JAえちご上越農協では、一等**60kgあたりコシヒカリ300円、こしいぶき200円が上乗せされるとのことであります。

また、資材や燃料の高騰でダメージを受けている中で、妙高市では、認定農業者、新規 就農者、経営所得安定対策交付金申請者等のうち、田畑合わせて3,000㎡以上耕作し ている者に対し、水田においては10aあたり1,500円を交付する補助金が8月臨時 議会で承認を得たところであります。そういった支援により、昨年度からは多少なりとも 上乗せになるかと思います。

ご承知のとおり、コロナが収束しない中、皆様も活動が制限されていることと思いますが、私も県の常設審議委員会が8月、9月の2ケ月連続で書面決議ということになっています。

本日の総会後には、農地パトロール報告会、農政部会が控えていますので、早速始めさせていただきます。

それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。

議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規 定により、本会は成立しておりますので、第18回妙高市農業委員会総会を開会します。 最初に議事録署名委員を指名します。

4番の飯塚 淳一委員、5番の山下 利秋委員、よろしくお願いします。

本日の議題については、報告事項が3件、議案が5件です。

公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

報告第13号 農地転用事実確認証明等報告について

以上、事務局より、報告事項3件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。7月に届出がありました合意解約は、2件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、1番につきましては所有権 移転を予定しており、2番につきましては、不耕作となっております。

次に、2ページ、報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

7月の届け出は、相続件数は9件、新たなあっせん希望はありませんでした。

次に3ページ、報告第13号 農地転用事実確認証明等報告について、です。 7月につきましては、農地の転用事実に関する法務局からの照会が1件です。 事務局 内容についてですが、過去に5条の転用許可を受け、倉庫を整備しましたが、地目変更 の手続きがなされていなかったものです。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

以上、報告案件について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようでありますので、報告事項3件については、ご承知いただきたいと思います。

次に、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請については、4ページをご覧ください。

今月の許可申請は、2件です。

1番について、申請地は大字青田地内、登記地目 田が1筆 132㎡、畑が1筆95㎡で、合計 田畑2筆 登記地積合計227㎡であります。

登記地目は田と畑ですが、両方とも畑として管理されている農地です。

位置図は、資料No.1及びNo.3 10ページをご覧ください。

申請地は、先月の第17回総会で、空き家に付随する農地として区域の設定議決をいただいた農地であります。

その区域の設定を受けて、空き家の購入者から、設定した農地を譲り受けるべく、許可申請が提出されたものです。

譲受人は、妙高市内で、はじめて申請地を購入し耕作していきたいという、新規就農者です。

新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課 農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、勤務先がかわることとなり、現住所からの通勤が困難となることから、物件を探していたところ、青田の物件を取得し、隣接する農地を取得するべく今回の申請に至ったものです。

住宅は売買契約が済んでいて、9月中旬に転居して、単身で住むとのことです。

申請者は、父の亡くなった兄弟の樽本地内の所有農地を家族で耕作管理していて、子どものころから両親の畑作業の手伝いをし、現在では畑作の中心となって耕作している状況で、直売所「とまと」にもナスやトマトを出荷し、申請者の野菜がほしいというお客さんがいるほどの技術腕前とのことです。

農機具等については、樽本から耕運機1台と草刈機1台を持ってくる予定で、飛田で農業を営む方と親交があり、その方から畑作を手伝ってほしいと依頼されているとのことで、トラクター等での耕耘作業等もお願いできる関係とのことです。

出席者からは、引っ越したあかつきには、地元区長や農家組合長にあいさつするとともに、農家の共同作業への積極的な参加、まわりから苦情の出ないように農地の適切な管理、及び年齢もまだ若いので今後の規模拡大を要望しました。

事務局 以上のような聞き取り内容から、直売所に出荷するほどの技術と経験があり、年齢も若く、前向きな意向が確認できたことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として8月総会に議案を上程することで全員同意されたものです。

申請地は、県外在住で申請地を耕作管理できない譲渡人と、空き家となった住宅及び宅地を、譲受人が購入し、併せて申請地も譲り受けて耕作するために、合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番について、申請地は大字吉木地内、登記地目:畑が3筆で登記地積合計248㎡であります。

位置図は、資料№1及び№4 11ページをご覧ください。

申請地は、市外在住で耕作管理が困難なことから、譲渡人と親交のある譲受人に相談したところ、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものであります。

以上ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。8月17日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を 行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い します。

委員 2番について説明します。8月17日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を 行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くだいますようお願いし ます。

議長 それでは、議案第23号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようでありますので、これより、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申 請について、を採決します。 お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。 よって、議案第23号については、許可することに決定しました。

- 議長 次に、議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、5ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

1番について、申請地は、大字関川地内、登記地目:畑が1筆、登記地積320㎡です。 位置図は、資料No.5 12ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、このたび所有地である申請地と住宅を売却することとなり、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受け、住宅の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。 (始末書)

本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上、1件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
- 委員 1番について説明します。8月17日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を 行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い します。
- 議 長 それでは、議案第24号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようでありますので、これより、議案第24号 農地法第4条第1項の規定による 許可申請について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、許可することに決定しました。

次に、議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は4件です。

1番について、申請地は、田町1丁目地内、登記地目:田が1筆、登記地積33㎡です。

位置図は、資料№6 13ページをご覧ください。

申請地は、都市計画法第2種中高層住居専用地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を売買により購入し、冬期の堆雪場としての宅地の拡張整備を希望しています。

2番です。申請地は、大字関山地内、登記地目は田が2筆、登記地積212㎡です。 位置図は、資料No.7 14ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された 農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当 するものと思われます。

ただし、本案件は、追認案件であります。

譲受人は、申請地を以前から譲渡人の許可を得て駐車場としており、正式に譲り受けたいことから、申請地を調査し、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用手続きを取っていないことが判明したことから、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受けて、駐車場の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。 (始末書)

本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

3番について、申請地は、関川町1丁目地内、登記地目:田が2筆、登記地積705㎡です。

ただし、事業全体では、隣接地 $3.8\,\mathrm{m}^2$ との一体整備で、全体で $7.4\,3\,\mathrm{m}^2$ の整備となります。

位置図は、資料№8 15ページをご覧ください。

申請地は、都市計画法第1種住居地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を売買により購入し、2区画の宅地の造成整備を希望しています。

4番について、申請地は、大字関川地内、登記地目:畑が3筆、登記地積合計800.64㎡です。

位置図は、資料№9 16ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された 農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当 するものと思われます。

譲受人は、申請地を売買により購入し、一般住宅1棟の建築整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
- 委員 1番について説明します。8月15日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を 行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い します。
- 委員 2番について説明します。8月16日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を 行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い します。
- 委員 3番について説明します。8月17日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を 行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い します。
- 委員 4番について説明します。8月15日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を 行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い します。
- 議長 それでは、議案第25号の質疑を行います。 皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、許可することに決定しました。

- 議長 次に、議案第26号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第26号 農地法の適用を受けない事実確認願について、は7ページをご覧ください。

今月の確認願は、1件です

1番について、申請地は大字下濁川地内、登記地目は、田が1筆、登記地積14㎡です。 位置図は、資料No.10 17ページをご覧ください。

申請地は、地形も未整備の傾斜地であったこともあり、昭和50年頃から、労力がなくなったため、耕作できなくなり、耕作放棄され、40年以上農地として耕作されず、周囲とともに原野化して、現在に至っている土地であることを確認しました。

調査地については、現地の状況や周囲の環境及び県外に居住する所有者の状況を確認 し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の 適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。 事務局よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。8月16日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を 行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い します。

議 長 それでは、議案第26号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第26号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり確認することに決定しました。

次に議案第27号 農用地利用集積計画について、を上程します。それでは、事務局の 説明をお願いします。

事務局 18ページ、議案第27号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。 今月は、再設定2件です。 契約内容は、再設定ですので、特に問題はないと思われます。

> 市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよ ろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案第27号に関する質疑を行います。 皆様から質問等がありましたらお願いします。

> 無いようですので、これにて質疑を終わります。 これより、議案第27号 農用地利用集積計画について採決します。 お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号 農用地利用集積計画は、市長に要請することに決定しました。

議長 議案の審議は、全て終了しましたが、 これにて第18回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和4年9月30日

議	長	
		印
妙高市農業委員会署名	名委員	
		印
妙高市農業委員会署名	名委員	
		印